

施 工 条 件 の 明 示

工事番号：用南改9・0第1号

工 事 名：大多喜浄水場受電設備更新工事

工事場所：千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地 大多喜浄水場内

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1 本工事対象は、高圧受電を行う重要な設備であり、十分な協議及び調整を行い、当浄水場の水運用に支障をきたさないよう工程管理に十分注意し、工事を実施すること。 2 機器及び材料搬入時において、他工事受注者と十分協議を行うこと。 3 千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日は原則として作業を行わないものとする。 万が一、作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。 4 施工時間帯について、平日の日中（9：00～17：00）とするが、熱中症対策等により、これ以外の時間帯に作業を行う場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。
安全対策関係	1 安全管理は最優先とする。「労働安全衛生法」等の安全法規、「水道工事標準仕様書」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の安全施工指針、また、「土木請負工事に関する安全・訓練の実施について」や「建設工事の安全対策に関する措置について」等の安全施工に関する国土交通省通達に基づき、本工事の現場に必要な安全対策を策定し、施工計画書に記載して、確実に実施すること。 ・安全管理組織 ・主要な各工事段階における安全施工管理 ・工事区域における安全員及び標識の配置 ・安全訓練及び安全衛生教育 2 現場においては、通常 of 安全管理の他、常に現場の状況に即した対応を講じるものとする。特に高所作業や重量物の移動等には、十分に安全を確保したうえで作業を行うこと。 3 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場に安全衛生責任者を置き、建築基準法、労働安全衛生法等の関係法令に従って行い、常に整理整頓を行うとともに、危険箇所については標識類、防護柵等の安全対策をとり事故の防止に努めること。
施工関係	1 本工事施工においては、稼働している浄水場での工事なので、既設設備に支障が生じないように、施工管理、品質管理、切替手順、現場管理、安全対策等を検討した施工計画書を提出すること。

	2 施工に当たり、関連する工事等と日程調整を行い、遅れを発生させることなく工事を完了させること。 3 施工に当たり、設備を休停止する必要がある場合は、余裕をもって事前に監督職員と協議し、その期間が最小となるよう工程調整を行うこと。
用地関係	1 現場事務所の設置が必要な場合は、設置期間及び設置場所について監督職員と協議するものとする。 2 本工事施工エリアは、駐車場及び場内通路に隣接するため、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。
公害対策関係	排出ガス対策型、低騒音及び低振動機器を使用すること。
仮設関係	仮設電源は原則、受注者にて発電機を設置し使用すること。 ただし、検査、試運転調整等の工事に係る用水等については、当局の施設に支障のない範囲で支給する。
建設副産物関係	工事で発生する廃材の処分については、特記仕様書及び関係法規を遵守しなければならない。
産業廃棄物関係	産業廃棄物の処分については、適切に処理を行うこと。
工事支障物件関係	特になし
その他	1 浄水場内に施設見学者が来訪する場合は十分に注意し、工程を調整すること。 2 工事で延べ30日以上現場作業する者は、事前に腸内細菌検査を受けるとともに、検査結果を報告すること。 3 本工事では仮設足場を設置する際に、近接する既設及び新設機器等に干渉しないよう設置すること。 4 浄水場の運営に支障とならないようにすること。